

令和元年6月17日

金融庁監督局銀行第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見について

今般、標記監督指針の一部改正（案）（令和元年5月15日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

## 「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見一覧

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	全般	主要行等向けの総合的な監督指針に定められているが、電子決済等代行業者はこの「等」に該当するとの理解で良いか。資金移動業など同様に、事務ガイドラインの第三分冊（金融会社関連）に定めるべきではないか。	電子決済等代行業に対する監督は、主要行向けの監督の一環として行われるわけではないと理解している。その趣旨からすれば、事務ガイドラインにおいて取扱いを定める方が明確と考えるため。
2	IX-2 基本的な考え方	他の金融業者には監督上の着眼点として定められている「法令等遵守（コンプライアンス）態勢」、「利用者保護措置」、「利用者に関する情報管理態勢」、「苦情等への対処」、「事務リスク管理」、「反社会的勢力との関係遮断」、「不祥事件に対する監督上の対応」、「銀行等が行う為替取引との誤認防止」および「利用者に対する情報の提供」は、電子決済等代行業者に対しても、システムリスク管理とは異なるリスクを生じさせるものであり、監督指針上も明確に定めた方が良いのではないか。	法令遵守や利用者保護措置（利用者への情報提供義務を含む）、利用者に関する情報管理態勢は、資金を受入れるかどうかに関係なく、銀行や資金移動業者と同等に求められるものであり、これらについて確保されているか当局が着目して監督を行うことを明確にすることは、利用者の信頼確保や電子決済等代行業者と銀行との協業・連携の円滑化に資すると考えるため。
3	IX-3 システムリスク全般	銀行システム、預金者口座にAPIを通じて外部からアクセスする電子決済等代行業者の業務特性を踏まえれば、銀行や資金移動業者には定められている以下のシステムリスクに関する主な着眼点について、銀行や資金移動業者に対する着眼点を出发点とし、それに電子決済等代行業者に対して特に求められる着眼点を追加して定めた方がよいのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>代表取締役をはじめ、役職員がシステムリスクの重要性を十分認識し、全社的なリスク管理の基本方針（セキュリティポリシーや外部委託先に関する方針を含む）を策定すること。</li> <li>システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者を、システムを統括する役員として定めること。</li> <li>代表取締役および取締役が、システム障害等発生時の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めること。また、自ら指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保すること。</li> <li>システムリスクが顕在化した場合の経営に重要な影響を与える可能性を十分踏まえたリスク管理態勢の整備。</li> <li>レビュー等を通じて洗い出したリスクに対して十分な対応策を講じること。</li> <li>制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策の検討。</li> <li>ユーザー部門とシステムリスク管理部門の連携。</li> <li>データのバックアップなど、データがき損した場合に備えた措置。</li> <li>適切な認証方法の例示。</li> <li>不正防止策の例示。</li> <li>サイバーセキュリティに係る人材の育成、拡充に関する計画の策定と実施。</li> <li>重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査。</li> </ul>	電子決済等代行業者は、資金の受入れを行わない点以外は資金移動業者と同様であること、銀行システム上の預金者口座にAPIを通じて外部からアクセスする事業特性に照らしてシステムやセキュリティ対策に脆弱性があれば銀行側のセキュリティ対策が尻抜けとなり金融・決済システムの不安定化させる懸念があることから、左記の点について当局が着目して監督を行うことを明確にすることは、利用者の信頼確保や電子決済等代行業者と銀行との協業・連携の円滑化に資すると考えるため。当然のことながら、電子決済等代行業者の業務内容（少額の送金指図しか行わない、口座明細取得しか行わない等）によって軽減され得る部分があるが、それは「字義通りの対応がなされていない場合であっても、特段の問題が認められないのであれば、直ちに改善を求める必要はない」という点で運用によって配慮することが定められており、監督上の着眼点として網羅的に定めることに問題はないと考える。
4	IX-3-1 意義（1）	「利便性が損なわれるおそれがある」とあるが、サイバーセキュリティ事案（不正送金、情報漏えい等）によって発生する影響は、「利用者への損害・被害」ではないか。	単に利便性が損なわれる以上に深刻な影響が生じる可能性があるため。
5	IX-3-1 意義（2）	「字義どおりの対応がなされていなくとも、ただちに改善を求める必要はない」とする根拠は、銀行のシステムを利用すれば、送金指図の伝達や口座情報の取得が可能であることではなく、当該電子決済等代行業者の業務内容（送金指図か、口座明細取得か）、業務特性（送金指図であっても少額に限定されている、全明細を取得しているわけではない等）、規模（極めて限定的な業務規模である等）に応じてリスクベースで判断すべき側面があるという点であり、その趣旨から記述を修正すべきではないか。	金融審議会やオープンAPIのあり方に関する検討会等における議論の経緯を踏まえると、左記のとおりと考えるため。
6	IX-3-1 意義（2）	「重大な問題」の例示について、「誤送金」に加え「多量の顧客情報流出」も加えたほうが良いのではないか。	資金移動業者と異なり、電代業者においては送金等指図を行わない情報のみを扱う業者も多く、そうした業者についても「利用者保護の観点から問題あり」となるケースもありうることを明示すべきである。
7	IX-3-1 意義（2）	「当該業務を行うにあたって連携・協働する銀行においてその部分を分担する場合には」との記述は、銀行がそのような取扱いを許容する場合に限るとの認識で良いか。	業務分担については銀行が提供の義務を負うものではなく、利便性・安全性等を踏まえ、個別の契約に基づいて判断されるものと理解している。
8	IX-3-2（1） システムリスク管理	他の事業者（銀行、資金移動業者）向けの着眼点では「システムリスク管理部署」という表現が使用されているが、「システムリスク管理担当部署」は同部署と異なるものを想定しているのか。	表現振りが異なるため、確認するもの。
9	IX-3-3 登録後の監督手法・対応	（業務改善命令が金融庁から発令されるほどではない）情報漏えい等の事案が発生した場合、その情報は電子決済等代行業者から開示されるべきではないか。	電子決済等代行業者との契約締結について検討する際の参考情報とするため。